

東京保健医療専門職大学共同研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、東京保健医療専門職大学（以下「本学」という。）における共同研究機関等との共同研究の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 共同研究

本学と学外機関とが、特定の研究課題について、本学研究担当者と当該学外機関（以下「共同研究機関」という。）の研究者が共同又は分担して行う調査研究等で、これに要する研究費等を共同研究機関が負担するものをいう。

(2) 研究担当者

共同研究を行う本学の専任教員をいう。

(3) 共同研究者

本学の教職員と共同して研究を行う共同研究機関の研究者をいう。共同研究者の受入れについては、第5条第4項に定める。

(4) 知的財産権等

特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・著作権及びこれらの権利に相当する権利、並びにこれらの権利を受ける権利をいう。

(共同研究の実施基準)

第3条 共同研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じることおそれがない場合に限り、実施できるものとする。

2 前項にあたっては、研究倫理・研究推進委員会の議を経て、学長が許可する。

(共同研究の実施条件)

第4条 共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施できない。ただし、公的機関からの申出で、やむを得ない事由が認められるときは、各号の条件に関わらずこれを受け入れることができる。

(1) 共同研究において、共同研究機関が一方的に中止することができることとなっている場合。

(2) 共同研究に要する経費により、本学が取得した設備等を返還することとなっている場合。

(3) やむを得ない事由により、共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合において、その生じた損害について、本学が共同研究機関に賠償することとなっている場合。

- (4) 共同研究の実施に起因して損害が発生し、その生じた損害について、本学が共同研究機関及び第三者に賠償することとなっている場合。ただし、本学研究担当者等の故意又は重大な過失に起因する場合は除く。

(共同研究の受入れ手続等)

第5条 共同研究機関は、様式第1号「共同研究申込書」をもって、学長に申し出るものとする。

- 2 本学の研究担当者は、様式第2号「共同研究受入願」及び様式第3号「共同研究経費負担額積算内訳書」を、学科長及び学部長を経て、学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、第1項の「共同研究申込書」、第2項の「共同研究受入願」及び「共同研究経費負担額積算内訳書」の提出を受けたときは、研究倫理・研究推進委員会の諮問を経て、共同研究の受入の可否を決定する。
- 4 共同研究にかかわる共同研究者の受入れについても、本条の手続きに合わせて様式第1号及び様式第2号を持って行う。

(契約の締結)

第6条 学長は、共同研究の実施を決定したときは、速やかに共同研究機関との間に共同研究契約を締結するものとする。

- 2 共同研究期間は、当該研究契約に明記するものとする。
- 3 共同研究の結果生じた知的財産権等に関する帰属、及び出願並びに実施等の取扱いについては、当該研究契約に明記するものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第7条 研究担当者は、共同研究を中止、又はその期間を延長する必要があるときは、速やかに学科長及び学部長を経て、学長に報告するものとする。

- 2 学長は、研究倫理・研究推進委員会に諮問の上、当該共同研究の中止、又は期間の延長をやむを得ないと認めるときは共同研究機関と協議を行い、当該共同研究を中止、又はその期間を延長することができる。
- 3 学長は、前項の規定により共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合は、書面により共同研究機関に報告するとともに、必要なときには共同研究の変更契約を締結するものとする。
- 4 やむを得ない事由で共同研究を中止、又はその期間を延長した場合において、本学は損害賠償の責任を負わない。

(共同研究費の取扱い)

第8条 共同研究機関は、共同研究に関する経費（以下「共同研究費」という。）を本学が指定した期間内に、本学に納入しなければならない。

- 2 共同研究費は、共同研究を遂行する上で必要な直接的経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合計額とする。
- 3 前項に規定する間接経費は、原則として直接経費（消費税込）の30%とする。
- 4 納付された研究経費は、第1項に定める額を上限として支給されるものとする。ただし、研究期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに必要な経費を支出するものとする。
- 5 既納の共同研究費は、これを共同研究機関に返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により共同研究を継続できないときは、その全部、又は一部を返還することができる。
- 6 共同研究費により取得した設備等の所有権は、本学に帰属する。
- 7 納付された共同研究費については、この規程に定めない事項以外は、「東京保健医療専門職大学公的研究費取扱規程」に準拠して執行するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第9条 共同研究の実施により得られる知的財産権等に関する取扱いは、本学と当該学外機関が協議の上、契約において定めるものとする。

- 2 共同研究機関が本学に継承された特許権等の優先的実施を希望する場合には、一定期間その権利を付与することができるものとする。
- 3 共同研究機関は、本学に継承された特許権等（本条第2項の規定により共同研究機関との共有になった特許権等含む）を実施しようとするときは、別に定める使用料を本学に支払うものとする。
- 4 上記に定めのない事項は、本学園「学校法人敬心学園知的財産取扱規程」に準拠して取り扱うものとする。

（報告）

第10条 研究担当者は、共同研究を完了、又は中止したときは、様式第5号「共同研究費収支計算書」を添えて、様式第4号「共同研究成果報告書」により研究成果を学科長及び学部長を経て、学長に報告しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、研究期間が複数年度にわたる場合で、委託者が求める場合は、年度ごとに報告するものとする。
- 3 学長は、第1項及び第2項に規定する報告を受けたときは、遅滞なく共同研究機関に研究成果を報告するものとする。

（成果の公表）

第11条 研究担当者は、原則として共同研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等は、必要がある場合には、共同研究機関と協議して定めるものとする。

(適用除外)

第12条 共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を共同研究、又は共同研究機関に対して適用しないことができる。

- (1) 国、政府機関又は地方公共団体等からの共同研究
- (2) その他特別な理由があると学長が認めた共同研究

(秘密の保持)

第13条 研究担当者及び共同研究機関等共同研究に関係する者は、共同研究の実施にあたり、相手方より提供、又は開示を受け、若しくは知り得た情報に関する秘密について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏らしてはならない。

(庶務)

第14条 共同研究に関する庶務は、教務部研究推進室がおこなう。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、運用上必要な事項は、細則等で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年1月5日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第10条関係)

《共同研究取扱規程》様式第1号

学 長	事務局長	推進室長	推進室	学部長	学科長

年 月 日

東京保健医療専門職大学 学長 殿

共同研究の申込機関の

住 所

名 称

代表者氏名



共 同 研 究 申 込 書

東京保健医療専門職大学共同研究取扱規程に基づき、以下のとおり共同研究を申請いたします。

1 共同研究概要等

研究題目					
研究の概要・ 特色・意義など					
この研究の国内 外における研究 状況					
研究期間	年 月 日(研究経費納付日)～		年 月 日		
東京保健医療 専門職大学の 希望共同研究 代表者	氏 名	所 属 ・ 職 位	現 在 の 専 門	役 割 分 担	
申込機関等の 共同研究員	氏 名	所 属 ・ 職 位	現 在 の 専 門	役 割 分 担	
	共同研究員の東京保健医療専門職大学への派遣 (有 ・ 無)				
申込機関等の 事業内容等 参考事項					
事務連絡先	機 関 名	担 当 課 ・ 係 名	担 当 者 氏 名	電 話	

《共同研究取扱規程》様式第1号

2 共同研究に要する経費・施設・設備（該当箇所のみ、可能な範囲でご記入ください）

(1) 申込機関等が負担する経費（当該年度分）					(単位：千円)	
直接経費（消費税込み）			間接経費 （直接経費の30%）		合 額	
賃金（又は謝金）	旅 費	消耗品費・備品費・他				
(2) 2年度以上継続する共同研究の場合、申込機関等が負担する経費の全体計画						
(単位・千円)						
年度		年度		年度		合 計
(3) 共同研究の用に供する場所・設備						
研究実施場所						
(4) 提供設備等						
名 称		型 式 ・ 仕 様			数 量	
(5) 申込機関等が提供する設備						
名 称		型 式 ・ 仕 様			数 量	
添付書類 申込機関等の共同研究員の履歴書（学歴，職歴，研究歴等を記載）等						

《共同研究取扱規程》様式第2号

学 長	事務局長	推進室長	推進室	学部長	学科長

年 月 日

東京保健医療専門職大学 学長 殿

共同研究受入代表者
学部・学科

代表者氏名



共 同 研 究 受 入 願

東京保健医療専門職大学共同研究取扱規程に基づき、別紙のとおり共同研究の受入れをお願い致します。

1 共同研究概要等

研究題目					
研究の概要・ 特色・意義など					
この研究の国内 外における研究状況					
研究期間	年 月 日(研究経費納付日)～		年 月 日		
申込機関等の 共同研究員	氏 名	所 属 ・ 職 位	現 在 の 専 門	役 割 分 担	
	共同研究員の東京保健医療専門職大学への派遣 (有 ・ 無)				
申込機関等の 事業内容等 参考事項					
事務連絡先	機 関 名	担 当 課 ・ 係 名	担 当 者 氏 名	電 話	

《共同研究取扱規程》様式第2号

2 共同研究に要する経費・施設・設備（該当箇所のみ、可能な範囲でご記入ください）

(1) 民間機関等が負担する経費（当該年度分）					(単位：千円)	
直接経費（消費税込み）			間接経費 （直接経費の30%）		合 額	
賃金（又は謝金）	旅 費	消耗品費・備品費・他				
(2) 2年度以上継続する共同研究の場合、民間機関等が負担する経費の全体計画						
(単位：千円)						
年度		年度		年度		合 計
(3) 共同研究の用に供する場所・設備						
研究実施場所						
(4) 提供設備等						
名 称		型 式 ・ 仕 様			数 量	
(5) 民間機関等が提供する設備						
名 称		型 式 ・ 仕 様			数 量	
添付書類 民間等共同研究員の履歴書（学歴，職歴，研究歴等を記載）等						

共同研究経費負担額積算内訳書

事項	金額 (円)	内容 (算定根拠)
(A) 直接経費		
内 訳	賃金 (又は謝金)	
	旅費	
	消耗品費	
	備品費	
	その他	
(B) 間接諸経費		(A) × 30%
合計		(A) + (B)

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
(A) 直接経費 ・ ・ 内訳 ・ ・ (1) 賃金 (又は謝金)		円	千円	
(2) 旅費				
(3) 消耗品費				
(4) 備品費				
(5)				
(B) 間接諸経費 ※ (A) 直接経費 × 30%				
合 計				

学 長	事務局長	推進室長	推進室	学部長	学科長

年度 東京保健医療専門職大学 共同研究成果報告書

研究担当者	所属（学部・学科）	
	氏 名	
共同研究機関等の名称		
研究期間	(本報告)	年 月 日 ~ 年 月 日
	(全体)	年 月 日 ~ 年 月 日
研究題目		
報告の概要	研究概要	
	研究成果	

<p>研究発表（学会名・発表・ テーマ・年月日・場所）</p> <p>研究成果物（表題・誌名・ 巻号・発行日・発行所・著）</p> <p>図書（書名・出版社・発行 日・著者名）等</p>	
<p>添 付 資 料</p>	<p>（ 無 ・ 有 ）</p>

※必要に応じて資料を添付して下さい。

※研究発表・研究成果物・図書等は、本報告書提出時点で判明している事項をご記入ください。

